十五、サンテレビジョンに対する件

昭和四十四年（排）第六十六号

排除命令

兵庫県神戸市長田区一番町二丁目一番十号

株式会社　サンテレビジョン

右代表者　代表取締役　田中寛次

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社サンテレビジョンは、昭和四十四年二月一日から同年四月二十日までを期間とし、「コンバーター予約セール」と称して不当行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）の第一項㈠規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、同社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」

第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、同社は、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社サンテレビジョンは、肩書地に主たる事務所を置き、主としてテレビジョン放送事業およびコンバーターの販売業を営む事業者である。

同社は、兵庫県明石市、神戸市、芦屋市、西宮市および尼崎市の地域における一般消費者を対象に、「コンバーター予約セール」と称して、昭和四十四年二月一日から同年四月三十日までの期間に、「サンＴＶコンバーター」と称するＵＨＦテレビジョン放送受信用コンバーター（小売価格二千九百五十円）を購入または予約した者に対し、抽せんにより、㈠オールチャンネル一九型カラーテレビ（一七万三千円相当）を十二本、㈡全自動食器洗い機（五万四千五百円相当）、冷蔵庫（五万七千五百円相当）または高速脱水洗濯機（五万三千円相当）のいずれか一点を二十本、㈢電気かみそり（四千六百円相当）を百本その他景品類を提供した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、二千九百五十円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よつて、前記景品類中、㈠および㈡の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社サンテレビジョンの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十四年十二月二十三日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子